

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会の形成を図り、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現することが必要とされている。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本市としても、石巻市一般廃棄物処理基本計画に基づき、一般廃棄物として収集する廃棄物のうち、資源化できるものについてはリサイクルに取り組んでいるところであるが、東日本大震災の影響により、処理施設へ大量に搬入される廃棄物によって一部の最終処分場の閉鎖を余儀なくされ、残る最終処分場も残余容量が6年分しかないにも関わらず、次の候補地の目処が立っていない厳しい現状であり、施設の延命や負荷軽減を図ることが必要となっている。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という。）第8条に基づいて一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物の分別収集と地域における容器包装廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進することにより、一般廃棄物の最終処分量の削減等を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの担うべき役割や、具体的な推進方を明らかにし、これを公表することにより、全ての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の3Rを推進するとともに、もって、一般廃棄物の減量や一般廃棄物最終処分場の延命化、資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり
- (2) すべての関係者が一体となった取り組みによる環境負荷の軽減

3 計画期間

本計画の計画期間は平成29年4月を始期とする5年間とし、平成33年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトルを対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度
容器包装廃棄物	12,018 t	11,978 t	11,936 t	11,891 t	11,828 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施にあたっては市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

(1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における環境教育、学校給食における牛乳パックの回収・リサイクルの取り組みやごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみ排出量の増大、一般廃棄物最終処分場のひっ迫、増え続けるごみ処理に要する経費等ごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。さらに、市報、チラシ、ホームページ等での反復的PRを実施し、ごみの排出抑制、分別排出、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

(2) 過剰包装の抑制

簡易包装の協力店や商店街等との地域協定や、優良店表彰制度等を導入するなど、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

(3) 販売包装の有料化、買い物袋の持参の徹底

レジ袋等の容器包装の有料化、繰り返し使用が可能な買い物袋（マイバッグ）の持参の徹底等の普及啓発、指導、地域協定を活用した関係者の連携方策等を行い、スーパーマーケット等の小売店での容器包装の使用の合理化を行う。

(4) リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、販売の促進

(5) 廃棄物の事業者責任を明確化させ、その上で減量とリサイクルへの協力要請を行う。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

一般廃棄物最終処分場の残余容量、一般廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集する容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市内の再生施設、収集機材等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		あき缶
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	無色びん
	茶色のガラス製容器	茶色びん
	その他のガラス製容器	青・緑・黒色等びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール

主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑紙
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）

	29年度		30年度		31年度		32年度		33年度	
主としてスチール製の容器	234t		233t		231t		229t		227t	
主としてアルミ製の容器	226t		225t		223t		222t		220t	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	412t		409t		406t		403t		399t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	412t	0t	409t	0t	406t	0t	403t	0t	399t	0t
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	548t		544t		541t		537t		532t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	548t	0t	544t	0t	541t	0t	537t	0t	532t	0t
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	201t		200t		198t		197t		195t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	201t	0t	200t	0t	198t	0t	197t	0t	195t	0t
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	3t		3t		3t		3t		3t	
主として段ボール製の容器	1,002t		995t		988t		981t		973t	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	109t		108t		107t		107t		106t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	0t	109t	0t	108t	0t	107t	0t	107t	0t	106t
主としてポリエチレンテレフタレート (PET) 製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	445t		442t		439t		436t		432t	
	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量	(引渡)量	(独自処理)量
	445t	0t	442t	0t	439t	0t	436t	0t	432t	0t

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込の算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

各年度の人口は、石巻市一般廃棄物処理基本計画の計画対象区域内人口予測値を使用した。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
146,179人 99.31%	145,156人 99.30%	144,133人 99.30%	143,107人 99.29%	141,892人 99.15%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	あき缶	委託業者による 定期回収	委託業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	無色びん	委託業者による定期 回収	委託業者
	茶色のガラス製容器	茶色びん		
	その他のガラス製容器	青・緑・黒色等びん		
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による 定期回収	市又は直接資源化業者 へ引渡し
	段ボール	段ボール	委託業者による 定期回収	市又は直接資源化業者 へ引渡し
	その他の紙製容器包装	雑紙	委託業者による 定期回収	市又は直接資源化業者 へ引渡し
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期 回収	委託業者

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

当面、本市河南資源回収センター、牡鹿クリーンセンターと委託業者の処理施設で中間処理することとする。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る分 別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	あき缶	袋	パッカー車	委託業者処理施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	無色びん	コンテナ	平ボディー車	市中間処理施設又は委託業者処理施設
茶色のガラス製容器	茶色びん			
その他のガラス製容器	青・緑・黒色 等びん			
飲料用紙製容器	紙パック	紙紐で縛る	平ボディー車	市中間処理施設又は直接資源化業者へ引渡
段ボール	段ボール	紙紐で縛る	パッカー車又は 平ボディー車	市中間処理施設又は直接資源化業者へ引渡
その他の紙製容器包装	雑紙	袋又は 紙紐で縛る	平ボディー車	市中間処理施設又は直接資源化業者へ引渡
ペットボトル	ペットボトル	袋	パッカー車	委託業者処理施設

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- (1) 市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、市民、事業者、行政が協力し分別収集体制を整備する。
- (2) 各町内会、行政区等での集団資源回収促進のための指導を実施する。